

【意見募集期間】

2026年6月30日～2026年7月13日

容量確保契約約款  
(対象実需給年度：2030年度以降)  
(案)

2026年X月

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

2026年 X月 施行

## 目次

第1章 総則	5
第1条 適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 定義	5
第4条 契約期間	5
第5条 単位及び端数処理	5
第6条 追加オークション及び特別オークションの開催	6
第2章 容量確保契約金額	7
第7条 容量確保契約金額の算定	7
第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求	7
第3章 権利及び義務	10
第9条 需給バランス評価	10
第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い	10
第11条 電源等差替	10
第12条 市場退出	10
第13条 市場退出時の経済的ペナルティ	12
第14条 実需給期間前のリクワイアメント	12
第15条 実需給期間前のアセスメント	13
第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ	14
第17条 実需給期間中のリクワイアメント	16
第18条 実需給期間中のアセスメント	18
第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ	21
第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限	23
第21条 金員の移動	24
第22条 容量確保契約金額（各月）の精算	24
第23条 不可抗力が生じた場合の特則	24
第24条 参入ペナルティ	25
第4章 契約の変更等	26
第25条 契約の変更	26
第26条 権利義務及び契約上の地位の譲渡	26
第27条 契約の解除	26
第5章 一般条項	28
第28条 免責	28
第29条 守秘義務	28
第30条 個人情報の取扱い	28
第31条 反社会的勢力との関係排除	29
第32条 準拠法	29
第33条 合意管轄裁判所	30
第34条 誠実協議	30

別紙 ..... 31  
別添 ..... 33

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。
4. 本約款の適用範囲は、実需給年度 2030 年度以降であるものとします。

### 第2条 約款の変更

1. 本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の契約条件は変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款の変更により、本約款とオークション募集要綱の内容が相互に矛盾又は抵触が生じた場合、本約款の定めが適用されるものとします。

### 第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱及び容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

### 第4条 契約期間

1. 本契約の契約期間は、オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、オークション募集要綱に基づく実需給年度の末日までとします。
2. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

### 第5条 単位及び端数処理

1. 本契約における単位及び端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
  - ① 設備容量  
原則として、1キロワット(kW)とし、その端数は切り捨てます。  
ただし、設備容量が 1,000kW 未満となる場合の単位は 0.1kW とします。
  - ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）の単位は 1kW とし、その端数は切り捨てます。
  - ③ 価格その他の金額について  
特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません。また、価格その他の金額の単位は 1円とし、その端数は切り捨てます。
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

## 第6条 追加オークション及び特別オークションの開催

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。
  - ① 調達オークション  
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション
  - ② リリースオークション  
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集するオークション
2. 本機関は、メインオークション及び追加オークションで確保した供給力から、将来における需給ひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合又はその他本機関が必要と認めた場合には、特別オークションを開催することがあります。

## 第2章 容量確保契約金額

### 第7条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ & = \text{契約単価}^{*1} \times \text{契約容量} \end{aligned}$
--

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

2. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という。）ごとに算定するものとします。
3. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
4. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
5. 第2項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という。）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

### 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給

年度の初月においては第 16 条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

2. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の 4 月以降となる場合、本機関は、供給力提供開始予定の 5 か月後から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第 19 条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第 27 条 3 項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第 16 条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下、前項にて算定された金額を含め「支払金額」という。）を支払うものとします。
3. 前 2 項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という。）を請求します。  
請求に対する入金期限日は実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。
4. リリースオークションが開催された場合のリリースオークションにおける交付額又は請求額については以下の各号に定めるとおりとします。

- ① リリースオークションにおける交付額又は請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{リリースオークション交付額又は請求額}^{\ast 1} \\ & = \{ \text{メインオークションの契約単価}^{\ast 2} - \text{リリースオークションの約定単価} \} \\ & \quad \times \text{リリース容量} \end{aligned}$$

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てて算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

- ② 第 4 項第 1 号に基づき算定されたリリースオークション交付額を、12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3 月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。
- ③ 前号にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の 4 月以降となる場合、第 4 項第 1 号に基づき算定されたリリースオークション交付額を、供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3 月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。
- ④ リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。

- ⑤ 第4項第1号に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者に請求します。
- ⑥ 本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額又は請求額を調整する場合があります。

## 第3章 権利及び義務

### 第9条 需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と広域予備率が低下した時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

### 第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下のとおりとします。
  - ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※
  - ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）
  - ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合※実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。
2. 安定電源提供者及び変動電源（単独）提供者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに、容量停止計画を提出するものとします。
3. 安定電源提供者及び変動電源（単独）提供者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
  - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
  - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
  - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
  - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
  - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止※期間※停止：発電の停止及び発電の出力抑制の総称
5. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
  - ① 計画停止期間以外の停止期間
  - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む。）した作業停止計画と整合が取れていない期間

### 第11条 電源等差替

1. 容量提供事業者は、電源等差替を行うことができるものとします。
2. 前項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

### 第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又

は一部の容量を市場退出として扱います。

- ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が前条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量又は一部
- ② 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行った容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替後の容量を差し引いた容量
- ③ 対応するオークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、又は提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、対応するオークションにおける当該電源の契約容量の全量
- ④ 電源等の区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない、又は給電申合書を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑤ 電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と第 14 条第 1 項第 1 号(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑥ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑦ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合又は本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑧ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）に満たない場合、当該電源の契約容量から、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テスト結果等の未達成量を差し引いた容量に、発動指令電源の調整係数を反映した値を差し引いた容量
- ⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に、発動指令電源の調整係数を反映した値が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑩ 契約電源が FIT 電源又は FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量（ただし、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、一部退出を認める場合がある）
- ⑪ リリースオークションによりリリースされた契約容量
- ⑫ 既設の火力電源が長期脱炭素電源オークションにて落札され、長期脱炭素電源オークションの制度適用となった容量
- ⑬ 電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、供給力提供開始予定までに供給力提供開始ができず、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合、当該電

源の契約容量の全量又は一部

- ⑭ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が 1,000kW 未滿となる場合、当該電源の契約容量の全量
2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
  3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、本契約は終了するものとします。その場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結するものとします。

### 第 13 条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源等に係る容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。
  - ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの場合  
経済的ペナルティ<sup>※1</sup> = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価<sup>※2</sup> × 5%
  - ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合  
経済的ペナルティ<sup>※1</sup> = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価<sup>※2</sup> × 10%  
※1：経済的ペナルティの金額は円未滿を切り捨て  
※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの
2. 前項第 1 号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。
  - ① 各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合  
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
  - ② 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合  
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
  - ③ 各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格が、メインオークションの当該エリアの約定価格 × 105% 未滿となった場合  
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 - 市場退出した電源等の容量  
× (調達オークションの当該エリアの約定価格  
- メインオークションの当該エリアの約定価格)ただし、調達オークションが開催され、供給信頼度基準が満たされなかったエリアでは、上記②③に該当する場合でも、経済的ペナルティの返金はありません。
3. 前条第 1 項第 11 号又は第 12 号により市場退出となった契約容量は、第 1 項に定める市場退出時の経済的ペナルティを科さないこととします。

### 第 14 条 実需給期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

- ① 電源等の区分が安定電源の場合

- (1) 容量停止計画の調整

実需給年度の 2 年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画

の調整業務において、第 10 条第 1 項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること  
※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

## (2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、余力活用に関する契約を属地一般送配電事業者と締結していること

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること

なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バラシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とする。

## ② 電源等の区分が変動電源の場合

### (1) 容量停止計画の調整

実需給年度の 2 年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第 10 条第 1 項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

## ③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

### (1) 実効性テスト結果等

実需給年度の 2 年度前に、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）以上となる実効性テストの結果及びこれに準ずるものを本機関に提出すること

なお、以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの結果に準ずるものとして扱います。

- i. 実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である場合
- ii. 確定する電源等リストの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外の発動実績の合計（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）以内の場合
- iii. 本機関が合理的と判断した場合

## 第 15 条 実需給期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、

アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と前条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します。

なお、実効性テストの評価は、第18条第1項3号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。

② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

## 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

1. 本機関は、前条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> = 契約単価<sup>※2</sup> × 契約容量<sup>※3</sup> × 減額率 (A)

× 調整不調日数 (B)

$$\begin{aligned}
 & \text{(A) 減額率} = \text{追加設備量}^{※4} \text{を利用する場合の減額率 (A—①)} \\
 & \quad + \text{供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A—②)} \\
 & \text{(A—①) 追加設備量を利用する場合の減額率} \\
 & \quad = 0.3\%/日 \times (\text{追加設備量を利用する容量} / \text{追加設備量}) \\
 & \quad \quad \times (\text{追加設備量を利用する容量} / \text{停止対象容量}) \\
 & \text{(A—②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率} \\
 & \quad = 0.6\%/日 \times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} / \text{停止対象容量}) \\
 & \text{(B) 調整不調日数} = \text{出力可能容量に関する補正率 (B—①)} \times 1 \text{ヶ月の日数} \\
 & \text{(B—①) 出力可能容量に関する補正率} \\
 & \quad = (1 - \text{出力可能容量} / \text{応札単位のアセスメント対象容量})
 \end{aligned}$$

※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量  
 なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を 1.5 倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

## ② 電源等の区分が安定電源の場合

### (1) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、又は実需給期間中において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります。

## ③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

### (1) 実効性テスト結果等※

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、又はメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が 1,000kW 未満の場合  
 契約容量の全てを、第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。
- ii 実効性テスト結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）に満たない場合  
 実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第 12 条に示す市場退出とし、

第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。

※実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合がある。

2. 前条第 1 項第 1 号(1)に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第 8 条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。

## 第 17 条 実需給期間中のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

### ① 電源等の区分が安定電源の場合

#### (1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第 10 条第 1 項に基づく容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 4 月以前・・・ 8,640 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 5 月・・・ 7,929 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 6 月・・・ 7,196 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 7 月・・・ 6,485 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 8 月・・・ 5,752 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 9 月・・・ 5,018 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 10 月・・・ 4,308 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 11 月・・・ 3,574 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 12 月・・・ 2,864 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 1 月・・・ 2,130 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 2 月・・・ 1,396 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 3 月・・・ 733 コマ

#### (2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画<sup>※1</sup>が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること<sup>※2</sup>

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水及び蓄電池の場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合

- ii 事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く。）
- iii 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く。）
- iv 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む。）からの起動が不経済となる場合
- v 提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- vi その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(3) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画※を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

※：出力抑制に伴う停止計画は除く。

- i 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- iii その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源については実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第 10 条第 1 項に基づく容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 4 月以前・・・ 8,640 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 5 月・・・ 7,929 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・7,196 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・6,485 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・5,752 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・5,018 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・4,308 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・3,574 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・2,864 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・2,130 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・1,396 コマ  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・733 コマ

ii 変動電源（アグリゲート）

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします。

i 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）

ii 発動指令 = 応動の3時間以上前

iii 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時～20時の間）

第18条 実需給期間中のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数<sup>※1</sup> =

(アセスメント対象容量 - 提供できる供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源等の計画外停止コマ相当数<sup>※2</sup> =

(アセスメント対象容量 - 提供できる供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※2: 計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画<sup>※1</sup>が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余

力を全て卸電力取引所等に売り入札<sup>※2</sup>しているかを確認します。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること。  
なお、アセスメントはコマごとに評価するものとする。

・リクワイアメント未達成量<sup>※1</sup>

＝ 小売電気事業者等が活用しない発電余力  
－ 卸電力取引所等に売り入札した容量<sup>※2※3</sup>

・小売電気事業者等が活用しない発電余力<sup>※1</sup>

＝ アセスメント対象容量又は提供できる供給力の最大値のいずれか低い値  
－ 発電計画値

※1：負値となる場合は零とする。

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約又は充電制約の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とする。

※3：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とする。

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

・リクワイアメント未達成量<sup>※1</sup>

＝ アセスメント対象容量<sup>※2</sup> － 発電量調整受電電力量

※1：負値となる場合は零とする。

※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供できる供給力の最大値とする。

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。

・年間設備利用率<sup>※1</sup> ＝

$$\frac{\{\text{計量値（送電端）}^{\text{※2,※3,※4}} - \text{需給ひっ迫時の計量値（送電端）}^{\text{※2,※3,※4,※5}}\}}{\text{（契約容量}^{\text{※6}} \times 8,760 \text{時間}^{\text{※7}}\text{）}^{\text{※8}}}$$

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定する。

※3：計量値（送電端）が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値（送電端）を契約容量として補正する。

※4：部分差替（契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定する。

※5：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電

量が対象

※6：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定する。

※7：対象実需給年度が366日となる場合は8,784時間とする。

※8：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従うものとする。

## ② 電源等の区分が変動電源の場合

### (1) 供給力の維持

#### i 変動電源（単独）

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数<sup>※</sup> =

(アセスメント対象容量 - 提供できる供給力の最大値) / アセスメント対象容量  
※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源等の計画外停止コマ相当数<sup>※</sup> =

(アセスメント対象容量 - 提供できる供給力の最大値) / アセスメント対象容量  
※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

#### ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します。

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします。

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます。

## ③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

### (1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。

・アセスメント対象容量 = 調整係数反映前の応札容量<sup>※1</sup>

・コマごとの達成率<sup>※2</sup> = 発動実績 / アセスメント対象容量

・コマごとの未達成率<sup>※2</sup> = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率

・需要抑制の発動実績<sup>※3、※4</sup> = ベースライン - 計量値

・発電の発動実績<sup>※3</sup> = 計量値 - ベースライン

・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和<sup>※4</sup> + 発電の発動実績の総和

・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量

× コマごとの未達成率

※1：実効性テスト結果等で未達成量が生じた場合は実効性テスト結果等の計量値

※2：負値となる場合は零とする。

※3：需要抑制の発動実績及び発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱う（別紙「ベースラインの算定方法」による。）。

※4：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定する。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から7営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

## 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

1. 本機関は、前条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{\text{※2}} - \text{控除コマ数}^{\text{※3}}) \times \text{ペナルティレート}$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計

※3：第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前	・・・	0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月	・・・	0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月	・・・	0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月	・・・	0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月	・・・	0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月	・・・	0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月	・・・	0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月	・・・	0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月	・・・	0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月	・・・	0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月	・・・	0.0766%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月	・・・	0.1458%

(2)発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z<sup>※</sup>)

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

### (3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z<sup>※</sup>)

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

### (4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。

なお、経済的ペナルティは最後に交付する月の容量確保契約金額(各月)より減じます。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%<sup>※</sup>

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。

なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合又は月数、あるいはその両方に基づいて補正する。

## ② 電源等の区分が変動電源の場合

### (1) 供給力の維持

#### i 変動電源(単独)

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数<sup>※2</sup> - 控除コマ数<sup>※3</sup>)

× ペナルティレート

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計

※3：第17条に定めるペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・0.0125%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・0.0134%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・0.0148%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・0.0165%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・0.0186%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・0.0213%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・0.0248%  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・0.0299%  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・0.0373%  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・0.0502%  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・0.0766%  
 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・0.1458%

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計とする。

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

$$\text{容量確保契約金額} \times 110\% \times \text{リクワイアメント未達量} / (\text{アセスメント対象容量} \times 3 \text{時間} \times 12 \text{回})$$

2. 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

$$\text{供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数} \times \text{容量確保契約金額（各月）} \times 110\%$$

3. 前2項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の算定時に反映します。

**第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限**

1. 前条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

① 年間上限額<sup>※</sup>：容量確保契約金額 × 110%

② 月間上限額：容量確保契約金額 × 月間上限額レート

※第16条第1項第1号(I)に定める経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とする

月間上限額レートは以下の通りとします。供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月の場合は、月間上限額は適用されません。また、電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の場合においては、月間上限額レートは18.3%とします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・18.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・20.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 6 月	・・・	22.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 7 月	・・・	24.4%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 8 月	・・・	27.5%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 9 月	・・・	31.4%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 10 月	・・・	36.7%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 11 月	・・・	44.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 12 月	・・・	55.0%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 1 月	・・・	73.3%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の 2 月	・・・	110.0%

2. 前条第 1 項第 3 号に示す実需給期間中の経済的ペナルティ（発動指令電源の場合）及び前条第 1 項第 1 号(4)に示す非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。
3. 容量確保契約金額及び前条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第 1 項第 1 号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

## 第 21 条 金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

なお、本機関より容量提供事業者へ振込送金による金員の移動は、支払金額から振込送金にかかる手数料を差し引いた金額となります。

## 第 22 条 容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等及びその根拠を通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額又は請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します。
- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申立の手続きが完了するまで、第 2 号、第 3 号に示す内容を繰り返します。
- ⑤ 第 2 号の異議が無い場合又は前号の手続きが完了した場合、第 8 条に示す期日までに、前条に基づき金員の移動を行います。  
なお、第 8 条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申立が解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います。
- ⑥ 請求金額が第 8 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額や容量提供事業者の事業者名、請求金額の入金がない事実の公表等を行います。

## 第 23 条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 12 条から第 19 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」

という。)が生じたことにより供給力を提供できない又は供給力の提供ができなくなること(ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く。)が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第12条第1項第3号から第10号及び第13号のいずれかに該当し、その場合に科される第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。

- ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
  - ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
  - ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
  - ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等
2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、ただちに本機関に通知するものとします。

#### 第24条 参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款及びその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、当該容量提供事業者に容量オークションへの参入ペナルティを科することができるものとします。

## 第4章 契約の変更等

### 第25条 契約の変更

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。
  - ① 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
  - ② リリースオークションにより契約容量の全部又は一部をリリースした場合
  - ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
  - ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
  - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）を下回った場合
  - ⑥ 第26条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
  - ⑦ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。

### 第26条 権利義務及び契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利若しくは義務又は本契約上の地位（以下総称して「本契約上の地位等」という。）を第三者に譲渡又は承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡又は承継する場合、譲渡又は承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権及び債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源等のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

### 第27条 契約の解除

1. 本機関及び容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
  - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
  - ② 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき
  - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき、ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
  - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
  - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
  - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、又はそ

の原因となる事由が生じたとき

⑦ 解散の決議をしたとき

⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

2. 本機関は、容量提供事業者が、市場支配力の行使その他容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科したうえで、市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

## 第5章 一般条項

### 第28条 免責

本機関は、本機関に故意又は重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

### 第29条 守秘義務

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知り得た相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。
  - ① 開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
  - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
  - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
  - ⑤ 法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの  
又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
  - ⑥ オークション募集要綱で公表するとした情報
  - ⑦ 第22条第1項第6号に基づき公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関及び容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
  - ① 監督官庁
  - ② 電力・ガス取引監視等委員会
  - ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約及び附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

### 第30条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める情報をい

う、以下同じ)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。

2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。
3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、ただちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等についてただちに報告します。
5. 本機関は、本機関又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約又は委託業務に関連して本機関又は再委託先が容量提供事業者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

### 第 31 条 反社会的勢力との関係排除

1. 本機関及び容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
  - ① 自己及び自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ。）でないこと、又は、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと
  - ② 自己及び自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - ③ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - ④ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - ⑤ 自己及び自己の役職員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと
2. 容量提供事業者及び本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方にただちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者又は本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

### 第 32 条 準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

### **第 33 条 合意管轄裁判所**

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

### **第 34 条 誠実協議**

本契約に定めのない事項又は本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関及び容量提供事業者は、本契約及び電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

## ベースラインの算定方法

### 1. 需要抑制（DR）の場合

- ① 次に掲げる需要データの30分単位のコマごとの平均値を算出する。

DR実施日の直近5日間（DR実施日当日を含まない。）のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の需要データ。

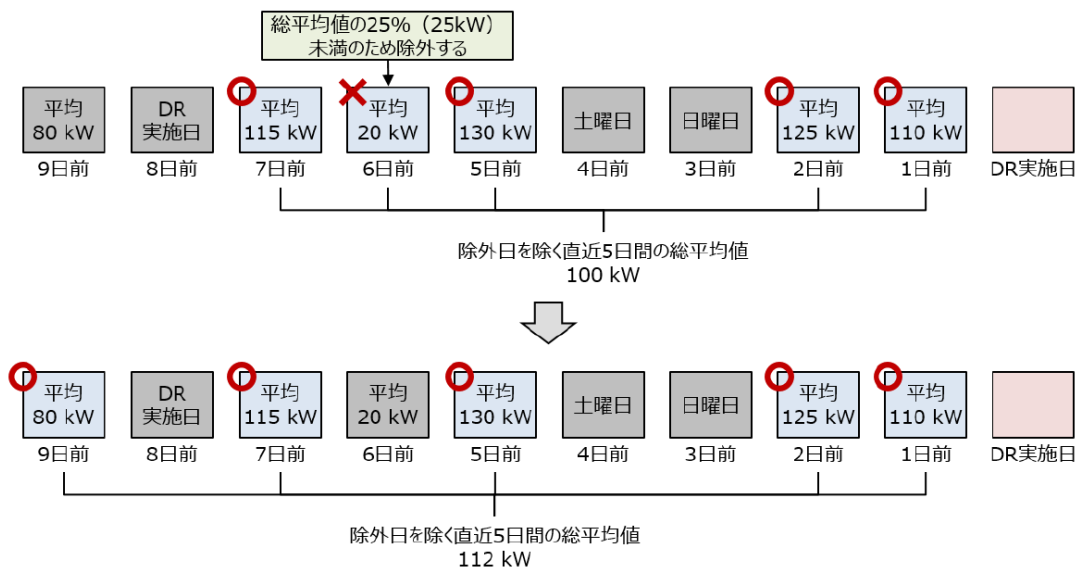
なお、直近5日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとする。その際、当該母数が5日間となるよう、DR実施日から過去30日以内で更に日を遡るものとする。\*（下図参照）

- (1) 土曜日・日曜日・祝日
- (2) 過去のDR実施日
- (3) DR実施時間帯における需要量の平均値が、直近5日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合、当該日

※母数となる需要量に関するデータが4日分しかない場合には、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする。

また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする。



- ② DR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「(DR実施日当日の需要量) - (上記①の算出方法により算出された値)」の平均値を算出する。
- ③ 上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。
- ④ 第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベース

ラインを算定する。

2. 発電（逆潮流）の場合

ベースラインは零とする。

ただし1計量単位において、安定電源として契約されており、かつ発動指令電源の1リソースとしても登録された電源については、当該安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値をベースラインとする。

## 用語の定義

属地	: 発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	: 容量停止計画の調整業務を実施した結果、追加設備量を利用する場合、及び供給信頼度確保に影響を与える場合に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源
アセスメント対象容量	: 容量提供事業者又は本機関が指定した、契約電源が提供する供給力
コマ	: 毎正時又は毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
消費税等相当額	: 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	: 土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	: 土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日
平日	: 休日以外の日
営業日	: 土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日
昼間	: 8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	: 昼間以外の時間帯
金融機関休業日	: 日曜日及び銀行法施行令第5条第1項で定める日
供給力提供開始	: 契約電源が、供給力の提供を開始すること（契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となることを指し、試運転開始日、営業運転開始日、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）など、事業者によって判断してください。）
供給力提供開始予定	: 電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源の場合に、容量提供事業者にてメインオークション及び追加オークション応札時に設定する供給力提供開始の予定月。ただし、本約款第12条第1項第13号に定める市場退出を行った場合は、市場退出後に設定する供給力提供開始の予定月
供給力提供開始実績	: 契約電源が供給力提供開始した月のこと。ただし、契約電源が供給力提供開始した日が月の途中となる場合、翌月に供給力提供開始したものと扱う。